

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！

パート・非常勤部会ニュース No. 15

大阪市北区錦町2-2 国労会館1F 大阪労連パート・非常勤部会 2009・7・8

大阪地方最低賃金審議会第283回総会を開催

7月7日(火)の午後2時から、第283回の大阪地方最低賃金審議会が開かれました。使用者委員3名、労働者委員1名が欠席でした。審議会は15分程度で終了しました。

○「すべての審議会・専門部会の公開」要請には応えず、今年度も昨年どおり

6月9日に行われた総会后、運営小委員会が開催されて、今年度の審議のすすめ方が話し合われ、「地域別最低賃金・産業別最低賃金について、これまでの審議のすすめ方を了解し踏襲する。特に産業別最低賃金について拙速な審議に陥らず、充分審議する。」としました。労働者委員から「産業別最低賃金の後半4業種の審議日程が8月中旬から8月28日とされているので、審議日程を心配している。充分な審議をお願いしたい」「年越し派遣村に見られるように貧困が深刻になっているが、持続可能な社会を作っていくため、審議会が役割を果たしてゆきたい」という発言がありました。

○今年度の地域別最低賃金の改正決定について、大阪労働局長から西村会長に諮問

*労働局から経緯報告 → 「最低賃金法が改正され、労働者の生計費、生活保護にかかわる施策との整合性に配慮しつつ、労働者の賃金、通常の事業の支払能力を考慮して最低賃金を定めるものとされた。昨年審議会答申で生活保護との乖離額が34円とされ、原則として2年以内に解消することが適当とされた。昨年の答申を前提としつつ、最新データをふまえて最低賃金と生活保護費との比較を行い、大阪府の経済・企業・雇用動向なども踏まえ、諮問することとした。」

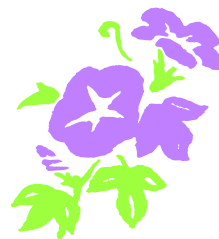
*大阪労働局長から「地域別最低賃金の調査審議をお願いする」と審議会西村会長に諮問がありました。

○産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、大阪労働局長から西村会長に諮問

8件の産業別最低賃金について、改正決定の申し出があり受理されました。8件の産業別最低賃金について「改正決定の必要性の有無について審議会の意見を求める」という諮問が大阪労働局長から西村会長に行われ、特別小委員会で審議をされることになりました。

○今後の審議会日程について

- | | |
|----------|--|
| 7月7日(火) | 意見聴取公示 |
| 7月14日(火) | 地域専門部会委員推薦公示 |
| 7月21日(火) | 意見聴取締切り |
| 7月28日(火) | 第284回総会(目安答申が出されていれば答申を伝達、産業別最賃の必要性の有無について、意見書報告、 3名の意見陳述) |
| 8月上旬 | 総会(非公開) 大阪府最低賃金の答申、異議申出の公示 |
| 8月中旬 | 総会(非公開) 異議申出諮問、答申 |



大阪労連は、7月17日(金)の午後4時から、合同庁舎2号館1階ロビーに集まり、意見書の提出行動を行います。各職場から意見書を提出しましょう!

公益委員は公正な人物を

小寫典明大阪大学教授は、派遣が原則自由化された一九九九年から十年間に派遣労働者が五倍に増えたが、雇用に占める割合は「〇、六%から二、七%へと増加したにすぎず、以前、低水準で推移している」（日経）と述べています。彼は、政府の規制改革・民間開放推進会議で、雇用・労働分野の専門委員として労働法制の規制緩和を推進した人物です。大阪府の最賃審議会の公益委員です。

最低賃金座り込み行動

審議会総会の開催日に合わせて、大阪労働局の二号庁舎前で最低賃金引き上げの座り込み行動を行います。当日、青年部が審議会で意見陳述を行います。また、前日午後十時から千分のハンガーストライキも行います。座り込み行動に、ぜひご参加下さい。

○日時 七月二十八日(火)

十時～十五時

○場所 労働局第二合同庁舎前

「全労連・最賃闘争情報0707号」より

中央最賃審議会 諮問おける 本審5分、ただちに密室審議へ

6月30日15時より、御成門にある労働委員会会館7F講堂にて、中央最低賃金審議会が開かれた。この日、舛添厚生労働大臣から、目安についての調査審議を行なうよう諮問がおりた。諮問はわずか1行。担当官が代読した内容には、前任大臣のような最賃底上げを求める姿勢はいっさい示されていない。諮問が今野会長に渡された後、会長は労使に意見を求めた。しかし労使とも沈黙し、事務局からの説明事項もなく、ただちに傍聴者の人払いが行なわれ、目安小委員会に移り、審議会の扉は閉じられた。その間わずか5分程度。集まった傍聴者、報道陣からは「これではなにもわからない。ひどすぎる」との声が口々にあがった。目安小委員会での審議内容は非公開であり、詳らかにされていないが、事務局から雇用・労働・経済に関する統計データの説明があり、労使が一般的な話をして1時間程度で終了したもよう。労側委員には、事前に「まやかし目安」の改正について主張するよう要請しておいたが、それにはふれられず、経済動向についての一般的な話がなされた程度とのこと。

東京最賃審議会 生活保護との整合性問題で再度算定を、の声

この日、東京地方最賃審議会が、14時30分より九段下庁舎で行なわれた。専門部会の委員任命がまだ行なわれていないこともあり、実質的なやりとりとなった。本審の審議内容を傍聴することができた。最初に事務方から資料説明が行われたが、そこには中賃と異なり、生活保護制度についての説明が含まれていた。特に、生活保護の勤労控除制度について金額をあげて明示されていた点が注目される。その後、公益委員が中心となって質問がだされた。1)生活保護との整合性について、昨年の指標は古く、税金・社会保険料などの計算にも問題があるため、再度算定作業を行なうべきだと考えるがどうするのか、2)東京は1級地居住者が90%以上を占めているのに、神奈川県を下回るのはなぜか。3)勤労控除について考慮するべきではないか等。神奈川と東京との違いの説明については、次回までに事務

局が説明できるように調べておくことになった。また、生活保護と最賃との比較の再算定については、中央最賃審議会が行なうはずである、との見方で落ち着いた。

中央最賃審議会・目安小委員会宛に、至急「意見書」提出を！

6月30日の様子からみられた、今年の中央最賃審議会の特徴は、最賃を積極的に引き上げていく議論がほとんどなされていないということだ。これは、ここ数年の審議会の雰囲気とは、まったく異なるものである。政府はワーキングプア対策としての最賃について、積極的な姿勢をいっさい示さず、底上げ戦略は撤回した。そればかりか、労働者側委員ですら「不況だから要求を自制（連合高木会長）」という姿勢に陥っている。「不況だからこそ、最低賃金をはじめとする低所得者対策が重要」というG8やILOで議論されている諸国の政策合意とは、まったく相反する空気が中賃審議会を支配している。中賃審議会を覆っている、「最賃引き上げ自粛ムード」を、根底から覆すべく、最賃大幅引き上げを求める労働者の切実な声を、審議会にぶつける必要がある。については、各単産・地方組織から「意見書」の提出を至急おこなうよう、要請する。

中央最低賃金審議会への意見書提出先

あて先：中央最低賃金審議会・目安小委員会各位

送付先：厚生労働省労働基準局勤労者生活部・勤労者生活課最低賃金係

メール：saichin@mhlw.go.jp

郵送：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局勤労者生活部・勤労者生活課最低賃金係

(担当・内線)宮崎・松田(5532)

(電話・代表) 03(5253)1111



パート四人の解雇無効

ケーブル工業 大阪地裁が仮処分決定

大阪地裁は7日、東大阪市の自動車部品メーカーを昨年末に解雇された4人の女性フルタイムパート労働者に対し、賃金仮払いを含めた「解雇は無効」との仮処分を決定しました。

昨年末に「ケーブル工業株式会社」を解雇された女性ら5人の女性パート労働者が、地域労組「働く仲間の会・JMIUケーブル工業分会」を結成し、2月に同地裁に同社の従業員であることの地位保全などを求める仮処分を申し立てていたもの。5人のうち1人については、退職の意思表示がされていたと認定し、申し立てを却下しました。

8日の記者会見で藤井恭子弁護士は、「5人は900円台の時給で家計を支えており、シングルマザーの人もいる。こうした人たちのささいなミスをあげつらい、財務状態を明らかにしないまま不況に便乗して一斉に首を切るのは許されない。これから5人全員の職場復帰と解雇されてから今までの賃金の支払いを団体交渉で求めていきたい」と語りました。

解雇無効の仮処分決定を受けた女性(50)は、「『パートだから』と都合よく使い捨てできないと司法の場で判断していただいて、うれしく思っています。中小企業の町・東大阪の産業を支えてきた一番の土台の構成員として、これからもがんばっていききたいです」と話しました。(新聞赤旗 報道より)